

情報掲示板

時＝日時 場＝場所 対＝対象 定＝定員 見方	費＝費用 必＝必要もの 申＝申込方法 合＝問合せ先
------------------------------------	------------------------------------

申請・手続き

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

●特別徴収(年金からの引落し)により保険料を納付されている方は、4月から平成26年度保険料の仮徴収が始まります。

平成26年2月に平成25年度保険料を特別徴収により納めていた方、原則として、平成26年度分の保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4、6、8月の各月は、平成26年2月と同額を特別徴収により納めていただき(仮徴収)、国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、平成27年2月の3回に分割して納めていただくことになります(本徴収)。

口座振替により今後の保険料を確実にお支払いいただける方は、保険年金課へのお申し出により、口座振替による納付に変更することができます。ご希望の方は、保険年金課への口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。保険年金課へのお申し出後、3～4箇月後に特別徴収が停止されます。

●就職・引越しのシーズンです。国保の届出もお忘れなく。

職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高齢者医療制度の被保険者の方以外は、国保に加入しなければなりません。

次のようなときは国保の届出が必要です。該当したときから**14日以内**に担当課へ届出をしてください。

- ・国保へ入るとき
- ①退職などで職場の健康保険や国保組合をやめたとき。
- ②入国および他の市町村から転入したとき。

- ・国保をやめるとき
- ①就職などで職場の健康保険や国保組合に加入したとき。
- ②出国および他の市町村に転出するとき。

※加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって(最長2年)納めていただくこととなりますが、その間の医療費については原則として全額自己負担となりますのでご注意ください。

■区保険年金課資格担当(☎592-3105)

●高齢受給者証の負担割合「1割」据え置き予定について(2月末現在)

現在、高齢者受給者証「1割」の70歳～74歳の方(「3割」の方は除く。)

は、平成26年4月以降も特例措置により「1割」のまま据え置かれる予定です。決定次第、新しい高齢受給者証をお送りします(3月下旬頃)。※平成26年4月以降に70歳になれる方は、「2割」または「3割」となる予定です。■区保険年金課資格担当(☎592-3105)

●平成26年3月は、平成25年度分保険料の最後の納付月です。必ず納期内に納付してください。

災害その他の特別な事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金などの財産を差し押さえることがあります。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。また、保険料を納めることが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。■区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

●高額医療・高額介護合算療養費制度の受付を行っています。

7月31日現在で加入している医療保険を基準として、医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、1年間(毎年8月から翌年7月まで)に掛かった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しします。手続は、平成25年7月31日に加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要があります。ただし、後期高齢者医療に加入の方は保険年金課のみで受付できます。

■国民健康保険・後期高齢者医療の関係/区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109)、介護保険の関係/区福祉介護課介護保険担当(☎592-3290)

※社会保険等に加入の方は、加入先の医療保険にお問い合わせください。

■母子家庭等自立支援給付金事業

市では、ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために、次の給付金事業を実施しています。(ともに所得制限あり。)

○自立支援教育訓練給付金事業
市内在住の母子家庭の母および父子家庭の父が、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の20％(上限10万円、下限4千円)を支給します。■受講開始前。

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある場合は対象となりません。

○高等技能訓練促進費等事業
市内在住の母子家庭の母および平成25年度以降入学者である父子家庭の父が、看護師(准看護師を含む)および介護福祉士等の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で2年以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中(上限2年。ただし、

平成23年度以前の入学者は上限なし。平成24年度入学者は上限3年。)に市民税非課税世帯で月額10万円の給付金と5万円の修了一時金を、市民税課税世帯で月額7万5000円の給付金と2万5000円の修了一時金を支給します。■受講開始後。※支給は、申請を受け付けた日の属する月以降の分から支給となります。また、定期的に在籍証明書等の提出が必要となります。■区支援課支援第一担当(☎592-3247)

■京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

平成25年度分京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は平成26年3月31日となっております。4月以降はご利用できません。4月以降も引き続きタクシー利用券をご希望される方は、印鑑(朱肉用)、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのうえ、3月24日以降に平成26年度分の交付申請を行うってください。なお、タクシー利用券は、1月当たり4枚を基準に、申請月以降の分をまとめて交付するため、5月以降に申請すると、交付枚数が減りますのでご注意ください。■身体障害・知的障害の方/区支援課支援第二担当(☎592-3243)、精神障害の方/区健康づくり推進課(☎592-3479)

■老人医療費受給者証をお持ちの方へ

平成26年3月31日まで有効の福祉医療費受給者証をお持ちの方に対し、区福祉介護課から、平成26年7月31日まで有効の受給者証を3月中に送付します。現在ご使用中の受給者証は、平成26年4月1日以降、使用できませんのでご注意ください。■区福祉介護課福祉医療担当(☎592-3218)

案内

■献血会

時3月25日(火)10:00～11:30と12:30～16:00。場鏡山小学校。
 時3月26日(水)9:30～12:00と13:00～15:30。場マツヤスーパー山科三条店前。
 時4月16日(水)10:00～12:00と13:30～15:30。場午前:四ノ宮郵便局、午後:小金塚集会所。
 時4月17日(木)10:00～11:30と12:30～16:00。場スーパーフレスコ山科店変形交差点角
 ■区保健センター管理担当(☎592-3474)

■無料行政相談

時4月10日(木)13:30～16:00。場区第2会議室。■区まちづくり推進担当(☎592-3088)

春の全国交通安全運動

スローガン

待つゆとり ゆずるやさしさ 京の道

運動の重点

- ★自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ★全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ★飲酒運転の根絶
- ★悪質・危険運転の追放

●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■行政書士による市民困りごと無料相談

時4月15日(火)14:00～16:00。費無料。場区第2会議室。■京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

イベント・講座

■山科図書館(☎581-0503)

○おたのしみ会
 時3月22日(土)11:00～。

パネルシアター
 ○よんでよんで赤ちゃんの会
 時4月7日(月)11:00～。

赤ちゃん絵本の読み聞かせ

○テーマ図書の展示と貸し出し

4月一般書「京都」/えほん「たべもの」

○絵の展示(幼児コーナー)

4・5月は、アヴェ・マリア幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回(☎801-4196)

3月26日(水)
 10:00～10:40 場大塚小
 11:00～11:40 場大宅小

3月31日(月)
 10:00～10:50 場西野山分譲集会所前

11:10～11:40 場山階南小

13:00～13:40 場陵ヶ岡小

■平成25年度京都市東部文化会館自主事業

「第26回プラスバンド・イーストフェスティバル」

山科区・東山区・伏見区醍醐地域の中学校吹奏楽部による合同演奏会。時3月16日(日)13:00(12:30開場)～16:00。費550名。費無料。■不要。場・■東部文化会館(☎502-1012)。

案内

■献血会

時3月25日(火)10:00～11:30と12:30～16:00。場鏡山小学校。
 時3月26日(水)9:30～12:00と13:00～15:30。場マツヤスーパー山科三条店前。
 時4月16日(水)10:00～12:00と13:30～15:30。場午前:四ノ宮郵便局、午後:小金塚集会所。
 時4月17日(木)10:00～11:30と12:30～16:00。場スーパーフレスコ山科店変形交差点角
 ■区保健センター管理担当(☎592-3474)

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の犬を飼っている方は、生涯1度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受ける義務があります。

次の日程で、登録と予防注射を行いますので、犬を制止できる方が犬にリードなどを付けてお越しく下さい。また、犬の散歩時には必ずビニール袋などを携帯し、責任を持ってフンの後始末をしていただくようお願いいたします。

- 費用/注射のみ3,300円、登録と注射6,900円
- 問合せ先/区保健センター衛生課(☎592-3486)

実施日	実施会場名	実施時間
4月2日(水)	鏡山小学校	午後2時～3時30分
4月3日(木)	音羽川小学校	午後1時30分～2時30分
	山階小学校	午後3時～4時
4月4日(金)	山階南小学校	午後2時～3時30分
4月7日(月)	四ノ宮地藏堂	午後1時30分～2時
	安楽小学校(南門) ^{※1}	午後2時15分～3時
4月8日(火)	大塚自治会館	午後2時～3時
4月9日(水)	花山中学校	午後2時～3時30分
4月10日(木)	音羽小学校	午後2時～3時
4月11日(金)	陵ヶ岡小学校	午後2時～3時
4月14日(月)	理容あかつき駐車場(新十条通大石道交差点を東に50m南側)	午後2時～3時
4月15日(火)	大宅小学校	午後2時～3時
4月16日(水)	百々小学校	午後2時～3時30分
4月17日(木)	小野自治会館	午後2時～3時
4月18日(金)	勤修小学校	午後2時～3時30分
4月21日(月)	小金塚集会所	午後2時～3時
4月27日(日)	山科保健センター ^{※2}	午後2時～3時30分

※1 諸羽神社児童公園での予防注射を安楽小学校の南門に変更しました。
 ※2 区保健センターでは平日は行いません。

固定資産税の縦覧について

固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をしていただくため、固定資産(土地・家屋)の価格の縦覧を行います。

●期間・時間/4月1日～4月30日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

●場所/資産所在地の区役所・支所の固定資産課税(課税課)

●縦覧できる方/固定資産税の納税者(所有者)、相続人、納税管理人およびその代理人(土地の所有者は土地縦覧帳簿、家屋の所有者は家屋縦覧帳簿を縦覧できます)

●縦覧に必要なもの

○納税者(所有者):納税通知書(な

市税関係証明の交付について

次の証明が必要なときは、運転免許証、年金手帳、パスポートなどの本人確認書類(法人の場合は、請求に求められる方の本人確認書類と代表者印)を持って、区役所(支所)のそれぞれの窓口へ請求してください。(代理人の場合は、他に委任状が必要)

住宅用家屋証明は物件の所在地の区役所(支所)で、それ以外の証明は市内のすべての区役所等で交付請求できます。

●所得証明、課税証明、評価証明、納税証明(市・府民税、法人市民税、固定資産税)等…区市民窓口課(証明書

い場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要)

○相続人:戸籍謄本等および本人確認書類

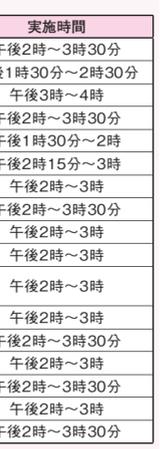
○代理人:委任状および本人確認書類

●審査の申出/固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

●問合せ先/区固定資産税課(☎592-3164)

受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産課税(課税課固定資産税担当)です。

●問合せ先/区市民窓口課(☎592-3094) 区市民税課(☎592-3112)



※1 諸羽神社児童公園での予防注射を安楽小学校の南門に変更しました。
 ※2 区保健センターでは平日は行いません。

市税関係証明の交付について

次の証明が必要なときは、運転免許証、年金手帳、パスポートなどの本人確認書類(法人の場合は、請求に求められる方の本人確認書類と代表者印)を持って、区役所(支所)のそれぞれの窓口へ請求してください。(代理人の場合は、他に委任状が必要)

住宅用家屋証明は物件の所在地の区役所(支所)で、それ以外の証明は市内のすべての区役所等で交付請求できます。

●所得証明、課税証明、評価証明、納税証明(市・府民税、法人市民税、固定資産税)等…区市民窓口課(証明書

い場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要)

○相続人:戸籍謄本等および本人確認書類

○代理人:委任状および本人確認書類

●審査の申出/固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

●問合せ先/区固定資産税課(☎592-3164)

市税関係証明の交付について

次の証明が必要なときは、運転免許証、年金手帳、パスポートなどの本人確認書類(法人の場合は、請求に求められる方の本人確認書類と代表者印)を持って、区役所(支所)のそれぞれの窓口へ請求してください。(代理人の場合は、他に委任状が必要)

住宅用家屋証明は物件の所在地の区役所(支所)で、それ以外の証明は市内のすべての区役所等で交付請求できます。

●所得証明、課税証明、評価証明、納税証明(市・府民税、法人市民税、固定資産税)等…区市民窓口課(証明書

い場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要)

○相続人:戸籍謄本等および本人確認書類

○代理人:委任状および本人確認書類

●審査の申出/固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

●問合せ先/区固定資産税課(☎592-3164)

受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産課税(課税課固定資産税担当)です。

●問合せ先/区市民窓口課(☎592-3094) 区市民税課(☎592-3112)

「みんなのエコアクション!山科」

専門家を交えた選考会において入賞された取組を紹介します。皆さんもこれらの取組を参考として、地球環境にやさしい生活を実現してみませんか。

●問合せ先/市民ぐるみ運動山科区推進本部事務局 区まちづくり推進担当(☎592-3088)

最優秀賞

「ふれあい大塚夏まつりにおけるごみの分別等及び年末臨時資源物回収」

大塚学区社会福祉協議会・大塚学区地域ごみ減量推進会議
 ふれあい大塚夏まつりにおいて、専用の分別ブースを設置し、適切なごみの処理、出し方の必要性を身近に感じてもらえるようにエコイベントに取り組みました。年末には、資源物の臨時回収を行い、リサイクルに学区を挙げて取り組んでいます。

優秀賞

「期待いっぱい!LED蛍光灯!」

京都市花山児童館
 児童館で継続して取り組んでいるエコの活動の一つとして、児童館の照明を省電力で子どもへの紫外線の影響も少なく、有害物質も含まれず、環境にもやさしいLED照明に交換しました。

●問合せ先/市民ぐるみ運動山科区推進本部事務局 区まちづくり推進担当(☎592-3088)

大宅中学校夜間校庭開放事業 平成26年度使用登録団体を募集

ます。施設を利用し、スポーツで心地よい汗を流してみませんか。
 ●使用時間/午後7時～9時
 ●費用/500円(1時間)
 ●施設で行えるスポーツ/ソフトボール、グランドゴルフ、フットサルなど

ご利用には、事前の団体登録が必要ですが、お住まいの学区の体育振興会にお問い合わせください。
 ●問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

●原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等はお早目に●

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者(所有権留保の場合は使用者)に課税されます。

譲渡、廃棄、盗難等により、原動機付自転車や軽自動車等を所有していない場合は、4月1日(火)までに必ず下記の申告先に廃車および異動の申告をしてください。

期日までに申告がない場合は、平成26年度以降も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

なお、軽自動車や排気量が125cc超のバイクの場合で、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更する時は、転出(譲渡)先の運輸支局等での手続きとなりますので、その際には、本市への「税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

車種	申告・問合せ先
原動機付自転車(125cc以下のバイクおよびミニカー)および小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用のものなど)	区市民税課(☎592-3112)または市納税推進課(☎213-5467)
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所(☎671-0928)
125cc超250cc以下のバイク(廃車時)	京都府軽自動車協会(☎691-6516)
125cc超250cc以下のバイク(廃車以外の変更時)250cc超のバイク	京都運輸支局(☎050-5540-2061)

市政情報総合案内コールセンター

京都ついでコール

受付時間 午前8時～午後5時(年中無休)

TEL 075-961-1111

Eメール info@city.yokohama.jp

ホームページ http://www.city.yokohama.jp

推進課電話 http://www.city.yokohama.jp